

※ 本届出書は、正本にその写しを一部添えて提出してください。

様式第3(第6条関係)

特定施設の種類及び能力ごとの数  
~~特定施設の使用の方法~~ 変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※ 法第8条第1項の規定により、「当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前まで」の届け出となっています。

那須塩原市長 那 塩 環 一 郎 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名  
〒〇〇〇 - 〇〇〇  
東京都〇〇〇  
〇〇工業株式会社  
取締役社長 東京 太郎

振動規制法第8条第1項の規定により、  
特定施設の種類及び能力ごとの数の  
~~特定施設の使用の方法~~の変更について

て次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇工業株式会社 那須塩原工場		※ 整 理 番 号					
工場又は事業場の所在地	〒〇〇〇 - 〇〇〇 那須塩原市〇〇〇		※ 受 理 年 月 日		年 月 日			
					※ 施 設 番 号			
					※ 審 査 結 果			
					※ 備 考			
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
2 圧縮機	CD-45	8kW	2	5				

※ 法第8条第1項の規定では、変更が「環境省令で定める軽微なもの」であるときには必ずしも届出を要しないこととなっています。詳しくは別表を参照してください。

- 備考 1 特定施設の種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法に変更がある場合であっても、振動規制法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされる場合は、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

《騒音規制法に基づく届出と同時に<sup>注</sup>行われる場合で、添付書類の内容が同一である場合に添付を省略する場合の記載》

次に掲げる添付書類については、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け騒音規制法第8条第1項に基づく特定施設の種類ごとの数変更届出書に添付したものと内容が同一でありますので、省略します。

「参考事項」、「特定施設の配置図」、・・・・・・・・

注 「同時」とは、同じ特定施設の届出に関し、当該届出書の様式番号が同じものを用いて同時に届出する場合をいいます（振動規制法に基づく各種届出書の様式は、騒音規制法に基づく届け出様式と整合性が図られ、同種の届出については同じ様式番号となっています）。

別 表

振動規制法第8条第1項の規定に基づく「特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書」の要否について

振動規制法第8条第1項の規定では、変更が「環境省令で定める軽微なもの」であるときには必ずしも届出を要しない（届出を拒むものではありませんので届出いただいてもかまいません）こととなっています。

届出を要しない「環境省令で定める軽微なもの」とは、次のとおり定められています。

- ・ 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合。

なお、この届出は「種類及び能力ごとの数の変更」ですから、次の場合は届出を要します。

- ・ 特定施設の更新など既に届出た台数以内の変更であっても、能力が異なる施設を設置する場合。上記の場合を含め、届出の要、不要について次のとおりまとめましたので、参考にしてください。

1 届出を要する場合

事 例	理 由
当初、「特定施設設置届出書」として圧縮機を2基届出ている。 今回、新たに3基の圧縮機を設置することとなった。	種類ごとの数が増えるため。
当初、「特定施設設置届出書」として2.2kWのチッパーを1基届出ている。 今回、3kWのチッパーと更新することとなった。	能力ごと（3kWのチッパー）の数が増えるため。
当初、「特定施設設置届出書」として10kWの圧縮機を2基届出ている。 今回、15kWの圧縮機1基と更新する。	圧縮機の数（種類ごとの数）が減るが、能力（この場合原動機の定格出力）の異なる圧縮機が新たに設置される（能力ごとの数が増える）ため。
当初、「特定施設設置届出書」として圧縮機を2基届出ている。 今回、機械プレス1基を設置することとなった。	直近の届出（当初の「特定施設設置届出書」）では、圧縮機しか届出られてなく、機械プレスが新規に設置される（種類ごとの数が増える）ため。 ※ なお、この場合において、機械プレスを「特定施設設置届出書」の届出対象としないのは、法第6条第1項で「工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者」が「特定施設設置届出書」の義務を課せられているため。

2 届出を要しない場合

事 例	理 由
当初、「特定施設設置届出書」として圧縮機を2基届出ている。 今回、圧縮機を1基廃止することとした。	種類ごとの数の減少になるため。
当初、「特定施設設置届出書」として機械プレス1基と圧縮機を2基届出ている。 今回、圧縮機を全て廃止することとした。	種類ごとの数の減少になるため。
当初、「特定施設設置届出書」として機械プレス1基と圧縮機を2基届出ている。 今回、機械プレスと圧縮機を全て廃止することとした。	この変更により、当該事業場には振動に係る特定施設が全てなくなったので、「特定施設使用全廃届出書」として届け出ることになるため。
当初、「特定施設設置届出書」として圧縮機を2基届出ている。 今回、当該圧縮機を2基とも従前と同能力（この場合原動機の定格出力）のもの更新することとなった。	種類ごとの数及び能力ごとの数に変更がないため。

		(変更前)	(変更後)	(騒音・振動)	
種類 ごとの 数・ 構造	別表第1に掲げる特定施設の項番号	2	2	※ 記載内容は、届出書と一致してください。 ※ 特定施設の仕様書等を添付してください。	
	特定施設の名称	圧縮機	圧縮機		
	特定施設の型式	CD—45	CD—45		
	特定施設の数	2	5		
	特定施設の規模(kw、重量 t、m <sup>3</sup> 、kg)	8kW	8kW		
使用 の 方 法	工事着手予定年月日	年 月 日	令和〇年〇月〇日	※ 「工事着手予定年月日」は、届出の日より30日以降の日付となっていることを確認してください。	
	工事完了予定年月日	年 月 日	令和〇年〇月〇日		
	使用開始予定年月日	年 月 日	令和〇年〇月〇日		
	事業場(工場)の操業時間	8時30分～17時30分	変更無	※ 直近の届出と比較して、「使用の方法」が変更されている場合には、該当する箇所に変更後の状況を記入してください。	
	1日の使用時間(時間)	9時間	8時間		
	1回の使用時間(時間)	9時間	8時間		
	1日の使用回数(回)	1回	変更無		
	季節変動	なし	変更無		
騒音 止 又 は の 振 動 方 法 の 法	騒音又は振動の防止の方法の概要	距離減衰	距離減衰		
参 考 事 項	騒音(振動)防止施設	設計施工者	※ この記載例では、振動の防止を「距離減衰」のみによっているため、特段の「振動防止施設」を設けない想定で作成しています。よって、本欄は未記入となっています。		工場全体の敷地面積  7,560m <sup>2</sup>
		工事予定費用			
	資金内訳				
	工事着手予定年月日 年月日	工事完了予定年月日 年月日	使用開始予定年月日 年月日		
添 付 書 類	1 特定施設の配置図 事業場(工場)の建物の配置を明示するとともに、特定施設の位置を朱書すること(縮尺又は距離を記載すること)。 2 事業場(工場)付近の見取り図 周辺200メートルの付近図とし、付近の状況を明示するもの(縮尺又は距離を記載すること)。 3 騒音(振動)の発生及び騒音(振動)の防止に係る操業の系統を説明する書類。 4 騒音の大きさ(dB)に関する説明書。				

※ 本書以下の添付書類については、騒音規制法に基づく届出と同時になされる届出の場合で、その内容が騒音に係る届出書の添付書類と同一である場合には、省略することができます。

※ 添付を省略する場合には、先に示したように、届出書の末尾にその旨を記載してください。また、標題にも気をつけてください。

(例) 「騒音の発生及び騒音の防止に係る操業の系統を説明する書類」を「騒音又は振動の発生及び騒音又は振動の防止に係る操業の系統を説明する書類」とするなど。

(6-(3)定型的添付書類)

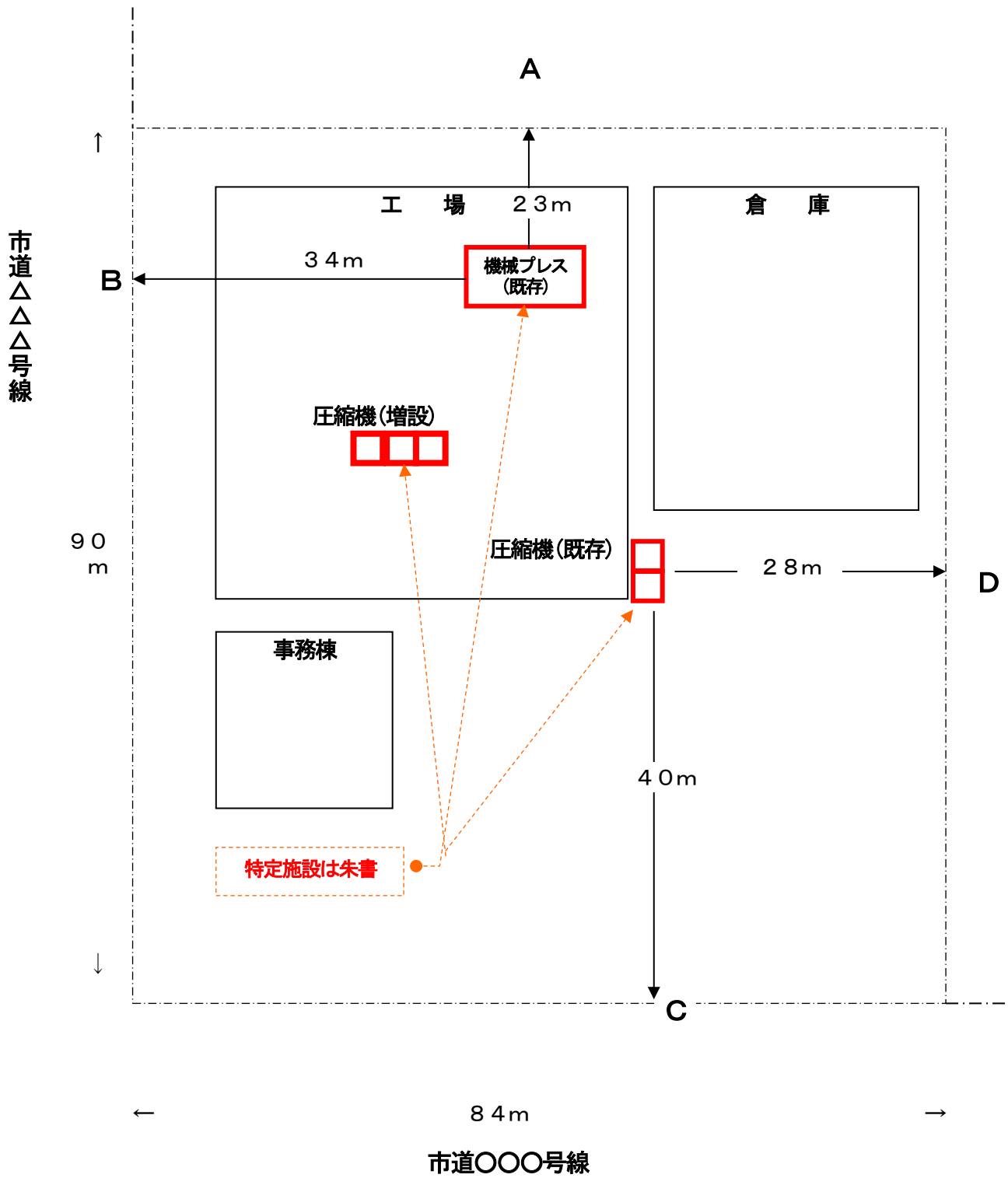
参 考 事 項

記載上の注意 (省略)

届出等担当者 (連絡先)	氏名 <b>共壑三郎</b>	所属 部 課 名 <b>総務部管理課</b>	電 話 <b>(0287)11-1111(代)</b> F A X <b>(0287)11-1112</b>
公害防止管理者	選任 1 要 ② 不要	選任要 のとき 職・氏名	試験又は 資格の区分
公害防止責任者	職・氏名 <b>総務部長 あたご四郎</b> ※ 県条例第50条の規定により、特定施設を設置する事業場(公害防止管理者を選任している場合を除く)は、公害防止責任者を選任する(届出不要)こととなっています。		
従業員数	<b>〇〇〇人</b>	主 要 製 品 名 <b>〇〇〇部品</b>	日本標準産業分類の 小分類番号・項目 <b>2452 金属プレス製品製造業</b> ※ 総務省統計局のホームページを参照してください。
特定施設メーカー名	<b>機械プレス 那須北〇〇(株) 圧縮機 (株)塩原製作所</b>		処理施設メーカー名
特定施設が関係する製造工程の概要 <b>別紙のとおり</b> ※ 添付書類として、特定施設が関係する工程表等を添付することとなっていない場合は、本欄に工程の概要を記入してください。			
新規立地工事場・事業場 事前協議	1 要 ② 不要	事前協 議 協議終了年月 要 の と 日 き	※ 敷地面積が9,000㎡以上である事業場の新設か、増設する敷地面積が9,000㎡以上である事業場増設などの場合、当該工事開始の日の90日前までに県と協議する必要があります。
特定施設等を 設置する土地	用途 <b>準工業地域</b>	敷 地 (既存面積 面積等 (新規・増加面積 <b>7,560</b> m <sup>2</sup> 登記地目 <b>宅地</b> )	
特定施設等を 設置する建物	新築 (床面積 <b>1,760</b> m <sup>2</sup> )	増改築 (床面積 m <sup>2</sup> )	
工場・事業場 当初設置年月日	<b>令和〇年〇月〇日</b>		水質関係特定施設 当初設置年月日 年 月 日
めっき施設の設置等 に係る事前協議	1 要 ② 不要	事前協 議 要 の と き 対象物質	協議終了年月日
排 水 先 (水質関係に係る 届出書に添付 するときのみ記載)	複数の排水口があり、異なる用水路・河川に排出される場合にはその全てについて記載すること 排水の排出先の用水路名 ( ) ↓ 排水の排出先の河川名 ( )		
公害防止協定	締結 1 有 ② 無	締結有 のとき 今回の特定施設等の 届出に関する事前協議	1 要 2 不要 事前協議 要のとき 1 協議済 2 協議予定
周辺における 公害苦情等の問題	現在解決して いない苦情 1 有 ② 無	有のときは その区分 1 ばい煙 3 汚水 5 騒音 7 その他 2 粉じん 4 悪臭 6 振動 ( )	

添付書類 1 特定施設の配置図

(例)

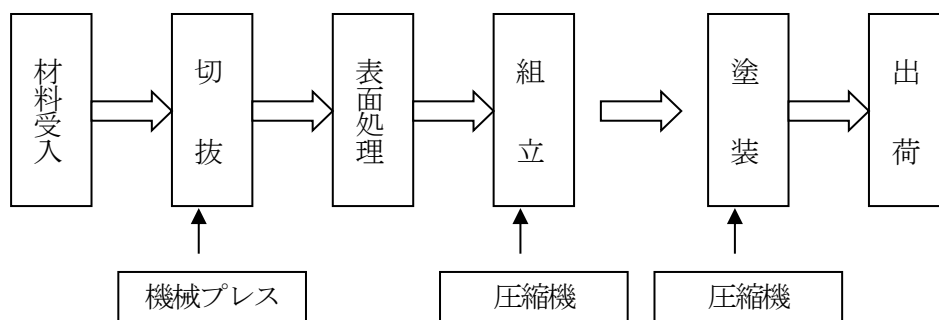


**添付書類2** 事業場（工場）付近の見取り図

住宅地図等付近の状況が分かる地図に、工場の敷地境界線から200mの範囲を明示した図面（縮尺又は距離を明示すること）

**添付書類3** 振動の発生及び振動の防止に係る操業の系統を説明する書類

(例)



**その他の添付書類** 現地案内図

住宅地図等を使用するなどし、工場(事業場)所在地及びそこに至る経路が分かるような案内図

**その他の添付書類** 特定施設の仕様書

設置する特定施設の型式、規模、能力及び騒音が分かる書類（製造元が発行する仕様書のようなものが望ましい）

**その他の添付書類** 振動防止の方法を補完する書類又は資料

必要に応じ、振動防止の方法の詳細を説明したり、参考にしたりする書類又は資料